平成２３年（フ）第１４３号
栃木県佐野市田沼町1425番地
債務者　森勝商事有限会社
代表者代表取締役　森下　勝男
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午後１時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第４２８号
沖縄県豊見城市字名嘉地108番地
債務者　株式会社宝土建
代表者代表取締役　高良　勇三
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田　　修
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午後３時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第５７０号
新潟市北区下大谷内378番地16
債務者　株式会社トヨサカ
代表者代表取締役　菊池　　稔
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小田　将之
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月10日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７８３号
大阪府泉南郡熊取町小垣内２丁目502番地
債務者　株式会社義本工務店
代表者代表取締役　義本　勇二
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣政純一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月17日午後１時30分
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４５号
北海道旭川市９条通23丁目４番地
債務者　有限会社旭文社
代表者取締役　三浦　孝志
1　決定年月日時　平成23年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　　渉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午後１時50分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４９８号
岐阜県本巣郡北方町高屋条里３丁目17番地の２
債務者　ＴＲＩＣＫ―ＭＡＳＴＥＲ有限会社
代表者代表取締役　岩脇　真也
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今尾　大祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月14日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第３２４号
福岡県久留米市野中町1043番地
債務者　有限会社木原商店
代表者代表取締役　武田　正則
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　樋口　明男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午前10時
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第７２号
青森県三沢市上久保１丁目31番地3814号　花園ニュータウン
債務者　中原　直子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　陽大
4　破産債権の届出期間　平成23年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５８２号
神奈川県平塚市西八幡３丁目12番39号
債務者　清水　洋一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角川　圭司
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後３時
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５８号
神奈川県秦野市羽根128番地の５
債務者　遠藤　峰雄
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　修一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６５９号
神奈川県秦野市萩が丘11番37号
債務者　尾登　絹子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内山　修一
4　破産債権の届出期間　平成23年11月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１４４号
香川県坂出市横津町２丁目７番10号
債務者　瀬戸　良之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　俊夫
4　破産債権の届出期間　平成23年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月20日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５０５号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目19番28号
債務者　折式田奈良子
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前９時45分
6　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５４９号
岡山市中区雄町611―５　ＺＯＩハイツⅡ201、住民票上の住所岡山市中区国府市場200番地10
債務者　中谷　里美
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　俊一
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月３日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９２号
鹿児島県鹿児島市城山２丁目19番28号
債務者　折式田　正
1　決定年月日時　平成23年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桃木野　聡
4　破産債権の届出期間　平成23年11月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月22日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成23年12月28日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係